

学校いじめ防止基本方針（改定版）

新居浜市立船木中学校

はじめに

いじめの問題への対応は、本校の学校教育の最重要課題の一つである。学校が組織的、継続的に、総力を結集して取り組むことが不可欠である。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。生徒の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策に関し、基本理念を定め、市や教育委員会との連携や支援体制を確立するため、ここに、新居浜市立船木中学校の「学校いじめ防止基本方針」を次のように改定する。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、いじめは、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断しなければならない。

全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) いじめの禁止（いじめ防止対策推進法（以下「法」とする）第4条）

生徒は、いじめを行ってはならない。

（学校及び職員の責務）

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(3) いじめ防止の等のための組織

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行うために、複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめの防止等の対策のための組織」（以下「いじめ対策連絡会」とする。）を置くものとする。（法第22条）

また、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、本校（状況によっては教育委員会に）組織（以下「船木中いじめ調査委員会」という。）を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当

該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。(法第 28 条)

(4) いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第 2 条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(5) いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どの学校にも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または身体に重大な危険を生じさせる可能性がある。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査（平成 28 年 6 月国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター「いじめ追跡調査 2013－2015」）の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校年生から中学校 3 年生までの 6 年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は 1 割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も 1 割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。

(6) いじめの防止等に関する基本的な考え方

① いじめの防止

いじめは、どの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒が主体的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

また、未然防止の基本は、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

生徒に対するアンケート・聞き取り調査によって初めていじめの事実が把握されるケースも多く、いじめの被害者を助けるためには生徒の協力が必要となる場合もある。このため、生徒に対して傍観者とならず、気になることは学校に連絡するなど、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよ

うに努める。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

② いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は意識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

なお、アンケート調査や個人面談において、生徒が自らＳＯＳを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、これを踏まえ、学校は生徒らの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

③ いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる生徒に対して事情を確認し、適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じて関係機関と連携する。

このため、平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておく。また、学校における組織的な対応が可能となるような体制整備をする。

なお、いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて他の事情も勘案して判断するものとする。

○ いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当な期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、「いじめ対策連絡会」や教育委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め、状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

○ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談

等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。「いじめ対策連絡会」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含むプランを策定し、確実に実行する。

④ 地域や家庭との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と地域、家庭との連携が必要である。そのためにPTA役員会や学校運営協議会等を有効に活用していく。

また、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするために、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制整備に努める。

⑤ 関係機関との連携

いじめ問題への対応について、本校においていじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（新居浜警察署、東予子ども女性センター、医療機関、法務局等の人権擁護機関等）との適切な連携が必要であり、これらの関係機関との適切な連携を図るため、平素からそれら関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議など、情報共有体制を構築していく。

2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項（未然防止のための取組等）

(1) 教育活動を通じて行うもの

ア 学校・学級経営の充実

最重点目標の一つに「人が見ていても、見ていなくても正しい生活ができる」学校・学級を目指し、弱い者いじめや卑怯な行為をしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。

また、「いじめは人間として絶対に許されない」という基本理念にたった学校・学級経営を実践する。

イ 非認知能力の育成

① 人権・同和教育の充実

人権尊重の理念を全ての教育活動の基盤におく。「正しい知識」と「真実を見つめる目」を教職員自らが率先して学び続ける姿を生徒に見せる。

② 道德教育の充実

「自他の生命の尊さ」を認識させる指導の徹底を図るとともに、全ての教育活動を通して、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念などの道德心を養う指導を充実する。「分かる」だけでなく、「行動できる」を目指す。

また、生徒の豊かな情操と道德心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道德教育及び体験活動等の充実を図る。

③ 特別活動の充実（特にコミュニケーション能力の育成）

学校でしかできないことを通して、自発的・自主的な態度を育成する。

④ 総合的な学習の時間の充実

自らの問いを大切にし、探求をしていく中で様々な価値観に気付き、他と互いに理解し合い、認め合いながら、よりよい社会を築いていく未来の担い手を育てる。

ウ 体験活動の充実

保護者や地域との行動連携の充実を図り、総合的な学習の時間、職場体験学

習、総合防災訓練、ボランティア活動、挨拶の励行などを活用して、生徒の自立心や自治能力を養う。

エ 生徒の主体的な活動（生徒会活動）

生徒会による「船木中学校人権宣言」の見直しや趣旨の徹底を図る。

オ ワクワクする授業づくり（授業改善・指導方法の工夫改善）

個に応じたきめ細かな指導の充実を図り、基礎的・基本的事項の定着を図る。
また、個別最適な学びと協働的な学びを両立させながら、主体的・対話的で深い学びを展開していく。

(2) 学校組織で行うこと

ア 相談体制の整備（教育相談の充実、SC・SSW等の活用）

意識調査を実施したり、教育相談活動の充実を図る。

イ インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

情報モラル教育の充実を図り、インターネット、携帯電話の安全・安心な利用の仕方（特にSNS）について、関係機関と協働して生徒・保護者への啓発を徹底する。

ウ 発達障がい等への共通理解

生徒指導ではなく生徒支援の視点に立ち、生徒一人一人の特性の状態や発達の段階などに応じた教育課程の編成に努め、指導内容、指導方法の改善、充実を図る。

エ 校内研修の充実

いじめ問題の事例研修会を充実させる。特に次の視点に立った研修会の充実を図る。

- ① 「いじめは本校でも起こる」との意識を常に持ち、未然防止のための教育活動に力を注ぐとともに、起こった場合にはその解決のために最大限の努力をする。
- ② 教職員は、苦しんでいる被害者の立場に立ち切り、安全・安心を確保した上で説明責任を果たしながら徹底的に真実を追究する。
- ③ 教職員は、いじめの情報を受信する「アンテナ」だけではなく、探索する「ソナー」を持つように、普段から感性を高める努力をする。
- ④ 生徒が躊躇なくいじめを相談・通報できる信頼される教員集団を目指す。
- ⑤ いじめの早期発見・早期対応・早期解決を目指す、必ず被害生徒・保護者の意思確認をし、その思いを最優先することを大事にする。
- ⑥ 一学級担任や学年団だけで対応するのではなく、組織で対応する。いじめ問題に関する指導記録を、時系列で（どこで、誰が何をしたのか等を）明確に記録し、憶測によらない適切な指導に努める。

オ 保護者への啓発（相談窓口の周知徹底等）

学校便り「不屈」、生徒指導通信、tetoru（メール配信システム）等を活用し、保護者への啓発の徹底を図る。また、「いじめ防止対策委員会」の存在の周知に努める。

カ 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校長は一部の教職員に過重な負担が掛からないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(3) 関係機関や学校相互間の連携協力体制の整備

普段から関係機関や近隣小中学校との情報交換を密にして、連携した指導体制

を整える。また、学校運営協議会等の地域との情報共有・支援体制を整える。

3 いじめの防止等の対策のための組織の設置

(1) 「いじめ防止対策委員会」

ア 構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭

イ 活動

- ① 未然防止のための取組の中心となり、計画・運営を行う。
- ② 早期発見・早期対応の取組（アンケート調査、教育相談等）を行う。
- ③ いじめ防止のための指導体制を確立する。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深める。
- ⑤ 年間取組計画の策定と見直し
- ⑥ 取組評価アンケートの実施・考察
- ⑦ いじめに対して学校が組織として取り組んでいることを、生徒・保護者に周知する。
- ⑧ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の確認を行う。

ウ 開催

毎週1回（月曜日）を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(2) 「いじめ対策連絡会」

ア 構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭
スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー

イ 活動

- ① いじめ事案に対する対応に関する指導体制、方針を決定する。
- ② 必要に応じて、学校外専門機関と連絡を取り、連携の中心となる。

ウ 開催

- ① 「いじめ防止対策委員会」がいじめ事案を認知した際に招集する。
- ② いじめ事案対応時は週1回を定例会とし、また、必要に応じて適宜開催とする。

エ 活動

- ① いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ② いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ③ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ④ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 「船木中いじめ調査委員会」

ア 構成員

校区小中学校長（2名）、公民館長（1名）、校区小中学校PTA会長（2名）、校区警察関係者（1名）、校区小中学校教頭（2名）、校区小中学校生徒指導主事（2名）及び教育委員会担当者で構成する。（必要に応じて外部専門家等を加える。）

イ 開催

重大事態（生徒が自殺を企図した場合や身体に重大な障害を負った場合など生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合や生徒が、相当の期間学校を欠席するなどの事態）が発生した場合に開催する。

4 いじめの早期発見（いじめを見逃さない・見過ごさないための手だて等）

(1) 指導体制の確立

いじめを未然に防ぐために、また、いじめが発生した際に、早期に発見、対応、そして解決を図るために、校内の指導体制を確立し、平時から備える。

校内の「いじめ防止対策委員会」、「いじめ対策連絡会」、「船木中いじめ調査委員会」を組織し、いじめの解決に向けて、指導の徹底を図る。

(2) 早期発見のための手立て

ア 子どもの声に耳を傾ける。

○ 生活ノート（かぶと）、教育相談、休み時間、放課後、部活動の場など

イ 子どもの行動を注視する。

○ 観察、チェックリスト、友人関係、部活動、登下校の様子、休み時間など

(3) アンケート等調査の工夫

いじめ調査、Ｑ－Ｕ（学校生活満足度調査）の活用

(4) 相談活動の充実

学校における教育相談活動の充実

各種相談窓口を紹介して、保護者に広く啓発していく。

(5) 保護者との連携・情報の共有

家庭訪問、電話、保護者懇談会、支援会議などの活用

(6) 地域及び関係機関との連携

児童相談所、主任児童委員などとの定期的な連携

(7) インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

警察等との連携による生徒、保護者への啓発

5 いじめに対する措置（早期対応、認知したいじめに対する対処等）

(1) 被害生徒等の保護

何よりもまず、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒を保護し、安全・安心を確保する。

(2) 事実確認・情報共有

ア 被害者側、加害者側ともに、担当者、学級担任、学年主任、生徒指導主事など必ず複数で早急に、かつ、慎重に事実確認をする。

イ 生徒指導主事が窓口となり、随時管理職へ報告・連絡・相談をする。

(3) 被害児童生徒・保護者に対する説明、支援

ア 家庭訪問により、迅速かつ正確に保護者に事実関係を伝える。

イ 被害生徒及び保護者の声を聞き、被害生徒を守り通す。被害生徒の安全確保に努める。また、被害生徒のプライバシーにも十分配慮する。

ウ 状況に応じて、臨床心理士などの専門家、主任児童委員、警察などの外部の専門家の協力を得る。

(4) 加害児童生徒への指導及び保護者への支援

ア 事実確認の結果を、加害生徒の保護者に迅速かつ正確に連絡する。

イ 自分の行為が、他人の人権を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であ

ることを理解させ、自らの行為の重大性を自覚させる。

ウ 加害生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分配慮する。

エ 問題解決後も当事者の生徒、保護者への支援を継続する。

(5) 教育委員会への報告・連絡・相談

校長が、事実確認の結果を迅速、正確に教育委員会に伝える。また、必要に応じて、指導助言を受ける。

(6) 安全措置（緊急避難等が必要な場合）

被害生徒の安全を確保することが難しい場合は、加害生徒を別室に於いて指導し、状況に応じて、教育委員会と連携し、出席停止制度を活用する。

(7) 懲戒

教育上必要があると認めるときは、学校教育法 11 条の規定に基づき、適切に生徒に懲戒を加えることも考慮する。

(8) 出席停止

いじめや暴力行為を繰り返す生徒に対し、被害生徒が安心して教育を受けることが困難な場合には、学校は教育委員会に対して、学校教育法第 35 条 1 項の規定に基づき、加害生徒の保護者に対して出席停止を命じるなどの必要な措置を講じる。

(9) 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるとき

加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合に於いて、いじめが犯罪行為として取り扱われると認められるときは、被害生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく新居浜警察署と相談して対処する。

(10) 生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき

生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに新居浜警察署に通報し、適切に援助を求める。その上ですみやかに重大事態としての対応へ移る。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

○ いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第 28 条第 1 項第 1 号）

○ いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第 28 条第 1 項第 2 号）

(2) 重大事態に対する平時からの備え

① 全ての教職員が、法、基本方針、ガイドライン及び「生徒指導提要（改訂版）」を理解し、本校のいじめ基本方針の効果的な運用により、いじめの積極的な認知や早期発見・早期対応を徹底し、いじめがあるときは重大化させない取組をする等、重大事態が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるようにしておく。

② いじめ防止基本方針については、ことある毎に生徒、保護者、学校運営協議会、関係機関等に説明する努力をする。

③ 「船木中いじめ調査委員会」がいつでも開催できるように常設しておくとともに、教育委員会等との緊密な連携体制を整えておく。

(3) 重大事態発生時の対応

① 重大事態の発生報告

重大事態が発生した際には、速やかに教育委員会に連絡し、支援を要請する。

(法第 30 条第 1 項)

② 重大事態発生時の初動対応

- 対象生徒・保護者に重大事態調査に関する説明を行った上で教育委員会と連携しながら「船木中いじめ調査委員会」を設け、重大事態調査を実施する（法第 28 条第 2 項）
- 重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理を行う。（保存期間を 5 年とすることを周知する。ただし、状況に応じて適宜保存期間は延長するものとする。）
- 報道等への対応は、教育委員会と十分協議を行い、生徒の個人情報及びプライバシーに十分配慮したうえで管理職が対応する。（事実確認が取れた正確な情報のみ発信する。）

③ 「船木中いじめ調査委員会」で進めていくこと

ア 事実関係を明確にするための調査を実施する。

いじめが、いつ、どこで、誰から行われ、どのような態様であったか、生徒同士の人間関係についての問題点は何か、教職員がどのように対応したかなど、事実関係を迅速、正確に調査する。

イ 上記調査結果の提供・報告

いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する（法第 28 条第 2 項）とともに、教育委員会に報告する。あわせて、いじめを行った生徒・保護者にも説明を行う。ただし、個人情報保護法やプライバシーや人権に配慮するものとする。

ウ 事後措置、再発防止

本方針 1 の(6)の③にもあるように、いじめの解決は、加害生徒が被害生徒に対する謝罪で終わるものではなく、当事者や周りの生徒を含む全員が好ましい人間関係を取り戻すことをもって判断されるべきである。また、いじめが解決したと判断される場合でも、継続して十分な注意を払い、継続した支援が必要である。定期的な聞き取り調査やアンケート調査が必要である。

7 学校評価

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の 2 点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。

イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

8 ホームページでの公開について

本学校いじめ防止基本方針をホームページで公開する。

おわりに

以上について、平時からの備えを万全にするため、機会あるごとに確認・改善等を行い、PDCAサイクルを回していく。また、日常的に「見過ごされている暴力行為やいじめがないか」の意識を持ち、確実な確認を行っていく。

(平成 30 年 2 月 28 日策定)

(令和 8 年 4 月 19 日改定)